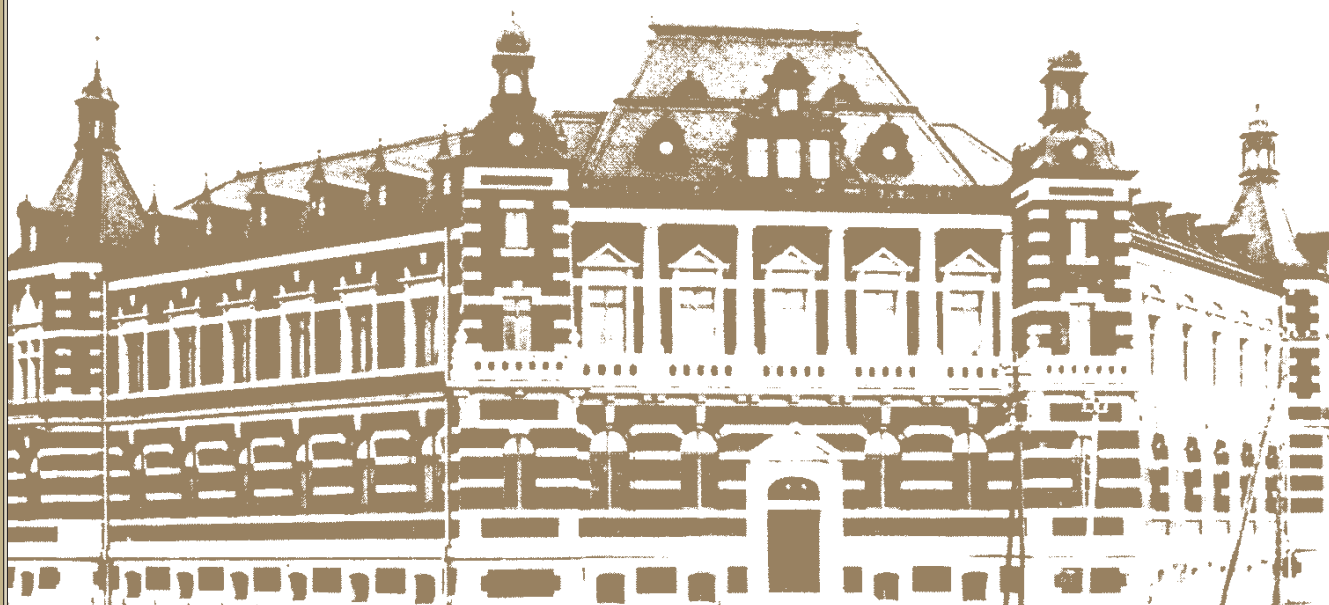


経営者のための
**企業行動規範対応
チェックシート**

～“企業行動規範”の策定・実践で経営力向上～



はじめに

東京商工会議所は、会員企業の企業行動のあり方の道しるべとして「企業行動規範」の活用・実践を奨励しています。

商工会議所は初代会頭の渋沢栄一が「道德経済合一説」（仁義道德と生産殖利とは元来ともに進むべきもの）を唱えたように、早くから社会的責任を企業行動の基本として位置付け、平成14年には企業行動のあり方を「企業行動規範」として取りまとめました。現在の第3版（平成25年3月発行）は昨今のグローバル化の進展と社会の期待の高まりを受けて、社会的責任に対する国際規格ISO26000を反映し、改訂したものです。会員各社においては「企業行動規範」を自社の規範のひな形としてご活用いただけます。

「企業行動規範」は自社が社会に対して提供する価値を見つめる契機になるだけでなく、それに基づく行動には次のようなメリットがあります。

- ① 社会からの信頼が高まり、ブランド力の向上も期待できる。
- ② お客様、取引先様からの信頼が高まり、販売の拡大、安定的な原材料調達や資金調達が期待できる。
- ③ 職場環境の整備・改善により、従業員の採用・定着や士気向上への効果が期待できる。

これらを通じて、事業と収益の拡大が期待できるとともに、法令違反行為等による事業継続リスクの軽減も期待できます。

他方、「企業行動規範」を実践しようとした時、具体的にどのように手を付けたらよいのか、会員企業においては戸惑うところもあるのではないかと思います。そこで、この「企業行動規範対応チェックシート」をご参照いただくことで、自社の企業活動を振り返り、社会的責任に関する対応度を確認し、自社の企業行動規範を策定、実践する契機になるようにいたしました。

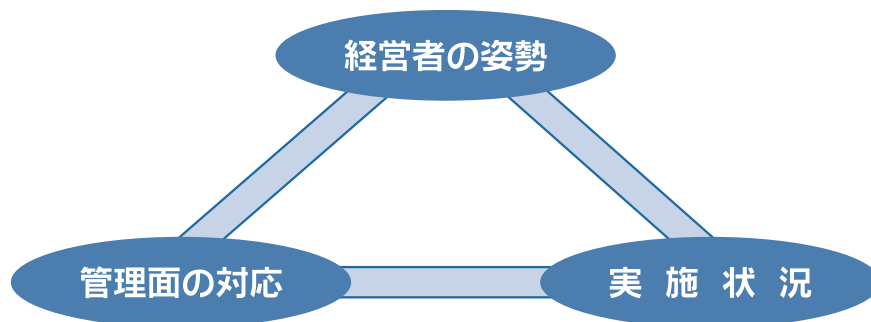
なお、「企業行動規範」は原則として日本国内での活用を想定していることから、海外進出をしている企業においては、海外の状況を踏まえた上で、自社の企業行動規範策定を行っていくことが必要です。

各会員企業が「企業行動規範」実践の歩みを進めるにあたり、本書がその一助になりましたら幸いです。

ご利用にあたって

1 経営者自らが、「企業行動規範対応チェックシート」を用い、□(チェックボックス)に○(対応している)あるいは×(対応していない)、△(対応はしているが十分ではない)と記入しながら自社の企業活動を振り返り、社会的責任に関する対応の現状を確認してください。

2 チェックシートは、東京商工会議所「企業行動規範」に示す**10分野**(1. 法令の遵守、2. 人権の尊重、3. 環境への対応、4. 従業員の就業環境整備、5. 顧客・消費者からの信頼獲得、6. 取引先との相互発展、7. 地域との共存、8. 出資者・資金提供者の理解と支持、9. 政治・行政との健全な関係、10. 反社会的勢力への対処)に20のチェック項目があり、それぞれ**3つの段階**(経営者の姿勢、管理面の対応、実施状況)で構成していますので、チェックすべき小項目は合計60個です。※



3 チェックに際し、“○(対応している)あるいは△(対応はしているが十分でない)、×(していない)”の判断に迷った際は、5ページ以降の「**解説**」にある主な具体例(当てはまる例のすべてが列挙されているとは限りません。)を参照してください。

また、「解説」には、用語解説、参考にしていただきたい情報も併せて掲載しています。

4 すべてのチェック項目が○になることが目標です。×や△については、自社の置かれている状況を踏まえて、改善に向けた取り組みを進めていきましょう。

5 さらに一步進んで、「企業行動規範」をもとに、自社の企業行動規範を策定、実践することをお勧めいたします。この際、自社の利害関係者(ステークホルダー)を念頭に、早急に取り組むべきこと、中長期に取り組むべきことを整理し、優先順位を決めて進めていくことが肝要です。

※企業行動規範の1～10の番号は優先順位を示すものではありません。

1. 法令の遵守

あらゆる企業活動の場において、法令を遵守し、社会倫理に適合した良識ある活動を行う。

1-① 法令遵守意識の徹底

☐

（経営者の姿勢） 法令遵守の徹底を企業経営の基本としている。

《具体例》（当てはまる例のすべてが列举されているとは限りません。以下同じ。）

- 経営者が、法令の遵守は経営の前提であることを、ホームページ等で宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、法令の遵守は経営の前提であることを機会あるごとに注意している。

☐

（管理面の対応） 自社に適用される法令の動向（新法・改正等）を注視し、点検・確認するとともに、社内体制の整備や研修等を通じ社内に浸透させる仕組みができています。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、法令の動向（新法・改正等）を注視している。
- 行政や業種団体等から関連情報を入手するルートを確保している。
- 自社に適用される法令の内容を、研修等を通じ従業員等に周知している。また、法令の内容に変更があった場合も、従業員等に周知している。

☐

（実施状況） 法令違反行為が生じていないか定期的にチェックしている。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、法令違反がないかどうか、定期的にチェックしている。
- 従業員等の人事面談の機会などを活用し、違反行為がないかどうか、定期的にチェックしている。
- 派遣、請負、外国人雇用などで法令違反とならないよう、十分確認の上、実施している。
- 内部通報制度を設置し、違法行為がないか、常にチェックしている。

1-② 業界慣行・商慣習等の検証

☐

（経営者の姿勢） 業界慣行・商慣習・社内慣行よりも、法令遵守を優先することを企業経営の基本としている。

《具体例》

- 経営者が、業界慣行・商慣習・社内慣行よりも法令遵守を優先することを、社内外に宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、業界慣行・商慣習・社内慣行よりも法令遵守を優先することを機会あるごとに注意している。

☐

（管理面の対応） 業界慣行・商慣習・社内慣行が法令に違反していないかを検証し、従業員等に伝達する仕組みができています。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、業界や社内のルールをチェックし、その結果を従業員等に周知している。
- 不当な取引制限(カルテル、談合他)、不公正な取引など、独占禁止法や下請法で禁止されている事項について理解し、従業員等に周知している。

☐

（実施状況） 業界慣行・商慣習・社内慣行が不適切と判断された場合、法令に則った行動を指示し、事後の実施状況をチェックしている。

《具体例》

- 価格の申し合わせを行う会合等には参加しない。
- 会合等で価格の申し合わせ等が話題になった場合は、退席するか、協定等に参加できない旨を表明する。

◆コンプライアンス (compliance)

法令等遵守。遵守の対象は、法令にとどまらず、組織における規定、業務マニュアル、行動基準等の社内規範、社会の良識・常識等の社会規範を含む。法令等を守るという意味のほかに、関係者の期待や要請に応えるとも解されます。

参考

- 特に留意すべき日本の法令については、「企業行動規範（第3版）」11ページに記載しています。
- 経済産業省では「中小企業向け独占禁止法の手引き」を作成し、企業が独占禁止法違反を起こしやすいポイントに関して事例の紹介を行っています。

 <http://www.meti.go.jp/publication/downloadfiles/kartell.pdf>

2. 人権の尊重

各人の人権を尊重するとともに、人種・民族・宗教・国籍・社会的身分・性別・年齢・障がいの有無などによる差別を排除する。

2-① 人権への配慮と人権侵害の排除

- ☐ **（経営者の姿勢）** 人権の重要性を認識し、企業活動に関わる内外の人々の多様性を尊重している。
《具体例》
 - 経営者が、日本のみならず、世界で発生している人権侵害について関心をもっている。
 - 経営者が文化や価値観の違い、人間の多様性を尊重している。
- ☐ **（経営者の姿勢）** 差別のない企業風土づくりを心がけている。
《具体例》
 - 企業活動に関わる人々が様々な価値観をもっていることに配慮した活動を行っている。
 - 経営者が、差別やハラスメント（嫌がらせ）を禁止する旨の強い意志を表明している。
- ☐ **（管理面の対応）** 従業員等に対し、人権に関する研修等を行っている。
《具体例》
 - 差別や嫌がらせのみならず、様々な人権侵害の可能性があることを従業員等に周知する研修を行っている。
- ☐ **（管理面の対応）** 自社や関連会社、取引先・調達先等で人権侵害が行われてないかを確認している。
《具体例》
 - 取引を行う際に、取引先企業の人権面での対応を確認して取引を行っている。
 - 調達先を視察し、強制労働や児童の労働がないかをチェックしている。
 - 発展途上国等と取引する際には適正な価格での取引を心掛けている。
- ☐ **（管理面の対応）** 差別やハラスメント（嫌がらせ）が発生した場合、社内の責任者あるいは社外の機関に通報・相談できる体制になっている。
《具体例》
 - 差別やハラスメント（嫌がらせ）が発生した場合に、従業員等が通報・相談できるよう、社内に責任者を置いたり、行政等の相談窓口の連絡先を周知している。
 - 差別やハラスメント（嫌がらせ）の通報者に不利益な取り扱いをしないよう明示している。

- ☐ **《実施状況》** 差別やハラスメント（嫌がらせ）を起こさせない会社の基本方針を従業員等に周知しているとともに、万が一発生した場合には、適切かつ迅速に対処している。

《具体例》

- 差別やハラスメント（嫌がらせ）を起こさせないために定期的に研修を行っている。
- 差別やハラスメント（嫌がらせ）を行った者に対しては厳しく対処する旨の方針を徹底している。

用 語

◆ハラスメント（harassment）

嫌がらせ。職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなるセクシャルハラスメントや、職権などを背景に本来の業務の範疇を超えて部下の人格と尊厳を侵害するパワーハラスメントなどが代表的事例。

参 考

- 法務省では人権擁護のための各種パンフレットの作成や各種情報提供を行っています。また、インターネットを通じていじめやハラスメント、各種の人権侵害について相談できる体制を整えています。
 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>
- セクシャルハラスメントについて、男女雇用機会均等法は、雇用管理上必要な9項目の措置を講じることを義務づけています。なお、厚生労働省は、法令の内容はもとより、その対応例、ポイント等を公開していますので参考にしてください。
 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/kigyous01.html>
- セクハラやパワハラに限らず、職場のいじめは労働者の尊厳や誇りを傷つけるばかりでなく、生産性の低下や人材の流出という形で、企業経営にも大きな影響を及ぼします。東京都では労働相談情報センターに寄せられた相談を元に、冊子『職場の「いじめ」発見と予防のために』を作成しています。
 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryo/ijime-hakken/>

3. 環境への対応

低炭素社会・循環型社会に資する企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与するとともに、生物多様性保全にも配慮する。

3-① 省エネ・地球温暖化対策の実践

- ☐ **《経営者の姿勢》** 省エネルギー等の地球温暖化対策の必要性を認識し、企業活動の一環として積極的に取り組んでいる。

《具体例》

- 経営者が、省エネルギー等の地球温暖化対策に率先して取り組むことを、社内外に宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、省エネルギー等の地球温暖化対策に率先して取り組むことを機会あるごとに発言している。

- ☐ **（管理面の対応）** 対策を具体的に行動計画としてまとめ、実践するための目標設定を行っている。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、省エネルギー等に向けた具体的な行動計画をまとめている。
- エネルギー削減目標を定めている。

- ☐ **（実施状況）** 目標達成に向け、全社的に取り組み、その成果を検証している。

《具体例》

- 自社のエネルギー使用量を把握している。
- エネルギー削減目標の進捗管理をし、その情報を従業員等に周知している。

3-② 環境汚染の防止

- ☐ **（経営者の姿勢）** 環境汚染防止の重要性を認識し、経営課題に位置付けている。

《具体例》

- 経営者が、環境汚染防止は重要な経営課題であることを、社内外に宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、環境汚染防止は重要な経営課題であることを、機会あるごとに発言している。

- ☐ **（管理面の対応）** 関連する法令の動向（新法・改正等）を注視し、点検・確認するとともに、研修等を通じ従業員等に伝達する仕組みができている。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、自社に適用される関連の法令の動向（新法・改正等）を注視している。
- 関連する法令の要求事項を抽出し、社内基準等に反映したうえで、研修等を通じ従業員等に周知している。

- ☐ **（実施状況）** 関連する法令の違反行為が生じていないか定期的にチェックしている。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、自社に適用される関連法令の違反の有無を定期的にチェックしている。

- ☐ **（実施状況）** 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の3R活動に積極的に取り組んでいる。

《具体例》

- 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の3R活動に、全社的に取り組んでいる（包装の簡易化、廃棄物の分別の徹底等）。

3-③ 自然環境・生物多様性への配慮

- ☐ **（経営者の姿勢）** 事業活動が自然環境や生物多様性に及ぼす影響を理解している。

《具体例》

- 経営者が、自社の企業立地や製品が自然環境や生態系に及ぼす影響を意識している。

- ☐ **（管理面の対応）** 原材料調達や自社製品生産の際、自然環境や生物多様性への影響に配慮している。

《具体例》

- 自社の原材料が自然環境に及ぼす影響を把握している。
- 自社の製品の原材料にワシントン条約などの国際法や現地の法令に触れるものがないかを確認している。

- ☐ **（実施状況）** 自然環境に配慮した原材料の調達を行っている。

《具体例》

- エコマークやグリーンマークの付いた原材料や製品を使用している。
- 自然環境に配慮した企業からの調達を心がけている。

- ☐ **（実施状況）** 環境負荷の少ない製品を開発している。

《具体例》

- 製造段階、使用段階、廃棄段階でCO₂の排出が少なかったり、リサイクル容易な製品を開発している。

- ☐ **（実施状況）生態系の保全や緑化活動等に取り組んでいる。**

《具体例》

- 社会貢献として河川や森林の清掃等に取り組んでいる。
- 森林への植樹や環境保全に関する取り組みを行っている。

用 語

◆3R (reduce, reuse, recycle)

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）。

◆生物多様性

森林、河川などの生物の「生態系の多様性」、動植物から細菌などの微生物に至るまでの「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子をもつことによって形、模様、生態などに多様な個性がでるという「遺伝子の多様性」をいう。

参 考

- 地球温暖化対策・省エネの実践にあたっては、東京商工会議所の「今すぐできる中小企業向けヒント集」をご参照ください。自社の地球温暖化対策を事例として掲載することで、広く社会にアピールすることも可能です。

 <http://eco-hint.tokyo-cci.or.jp/>

4. 従業員の就業環境整備

従業員の多様性・人格・個性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を発揮できるような安全で働きやすい職場環境をつくる。

4-① 職場環境改善への取り組み

- ☐ **（経営者の姿勢）従業員の健康維持と働きやすい職場環境づくりを常に心がけている。**

《具体例》

- 経営者が、従業員の健康維持と働きやすい職場環境づくりを重視していることを、社内外に宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、従業員の健康維持と働きやすい職場環境づくりを重視していることを、機会あるごとに発言している。
- 経営者が、定期的に現場に出向くことにより、現場の声や実情を直接把握することを心がけている。

- ☐ **（管理面の対応）関連する法令（新規・改正等）・制度等の動向が把握できている。**

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、関連する法令（新規・改正等）・制度の動向について把握している。
- 行政や業種団体等から関連情報を入手するルートを確保している。

- ☐ **（管理面の対応）従業員等の要望を把握する機会・場を設けている。**

《具体例》

- 経営者、担当部署もしくは責任者が従業員等の要望を把握する機会・場（面談・懇談会等）を設けている。

- ☐ **(管理面の対応)** 雇用形態の多様化に対応したルールを確立している。
- 《具体例》
- 正規雇用、パート・アルバイト、派遣、請負等、雇用形態に応じた法令にもとづくルールを確立している。
- ☐ **(管理面の対応)** 労働安全衛生に十分配慮している。
- 《具体例》
- 労働安全衛生法などによる関連規定を随時確認している。
 - キャビネットの転倒防止、避難経路の整理など職場の安全対応を行っている。
 - 禁煙区域の設定など、受動喫煙防止の対策を行っている。
- ☐ **(実施状況)** 関連する法令（新規・改正等）・制度および従業員等の要望をもとに社内制度等の改善に取り組んでいる。
- 《具体例》
- 行政からの情報等にもとづき、雇用条件・環境の改善に取り組んでいる。
 - 外国人を雇用している場合にはワーキングビザのチェックのほか、雇用の届出・適切な雇用管理を行っている。
 - 従業員から人事面談等で出された要望をもとに、社内制度や施設等の改善に取り組んでいる。
- ☐ **(実施状況)** 労働安全衛生の状況について定期的に確認している。
- 《具体例》
- 職場の安全衛生状況について、定期的に巡回確認している。
 - 定期的に避難訓練等を行っている。
 - 従業員の心身の健康に問題が生じていないか、把握を行っている。
 - メンタルヘルスに関する相談窓口を設けている。

4-② 従業員等の士気（モチベーション）向上

- ☐ **(経営者の姿勢)** 従業員が自己の能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを常に心がけている。
- 《具体例》
- 経営者が、従業員が能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを重視していることを社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、従業員が能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを重視していることを機会あるごとに発言している。
- ☐ **(管理面の対応)** 経営理念・経営方針を従業員に浸透する仕組みができている。
- 《具体例》
- 社内の会議、訓示、人事面談等の機会を活用し、経営理念・経営方針の従業員等への浸透をはかっている。
- ☐ **(管理面の対応)** 従業員の業績等に基づき、公平・公正な評価・処遇を行う体制となっている。
- 《具体例》
- 人事評価に係る基準を明確にし、従業員等に開示している。
 - 定期的な人事面接等を通じて納得性の高い評価および処遇を行っている。
- ☐ **(実施状況)** 従業員との定期的な意見交換（コミュニケーション）を通じ、従業員の士気を確認している。
- 《具体例》
- 従業員や労働組合と定期的な意見交換の場を設け、直接、従業員の声を聞いている。
 - 従業員意識アンケートを定期的に実施している。
- ☐ **(実施状況)** 教育訓練や技術・技能・ノウハウの伝承等に工夫をこらしている。
- 《具体例》
- 自社の業種・業態、社員構成などに合致した教育訓練方法を採用している。

5. 顧客・消費者からの信頼獲得

顧客・消費者のニーズにかなう商品・サービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理する。あわせて顧客・消費者の声を真摯に受け止め、適正に対応することで顧客・消費者の信頼を獲得する。

5-① 安全性の最優先

- ☐ **（経営者の姿勢）** 自社の製品・商品・サービスの安全性は、利益やコスト低減の大前提として位置付けている。
- 《具体例》
- 経営者が、製品・商品・サービスの安全性は利益やコスト低減の大前提であることを、ホームページ等で宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、製品・商品・サービスの安全性を疎かにした利益やコスト低減はありえないことを機会あるごとに注意している。
- ☐ **（管理面の対応）** 業務のすべての段階において、顧客・消費者の安全を第一に考える習慣が社内に浸透している。
- 《具体例》
- 担当部署もしくは責任者が、顧客・消費者の安全を第一に考えた安全基準・設計基準、事故防止マニュアル等を作成し、従業員等に周知している。
- ☐ **（実施状況）** 万が一の事故発生の際は、直ちに適切な対策を講じるとともに、判明した事実を適時開示することになっている。
- 《具体例》
- 想定される主な事故（火災・交通事故・製品事故等）について、あらかじめ手順を定めている。
 - 事故が発生した場合、適時報告できるよう、開示方法（手段・対象者）をあらかじめ定めている。
 - 損害賠償責任を負った場合に備え、保険等に加入している。

5-② 正確な情報提供

- ☐ **（経営者の姿勢）** 広報・宣伝・営業活動について、正確かつ迅速に真実を伝えることを基本としている。
- 《具体例》
- 経営者が、広報・宣伝・営業活動については、正確かつ迅速に真実を伝えることを基本としていることを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、正確な表示を行うことを重視する旨の発言をしている。
- ☐ **（管理面の対応）** 製品・商品・サービスに関する表現について、関連法令等にもとづくルールを設けるなど、正確性を徹底している。
- 《具体例》
- 担当部署もしくは責任者が、表現についての統一ルールを設け、関係部署および従業員等に周知している。
- ☐ **（実施状況）** 製品・商品・サービスに関する表現についての関連法令等にもとづき、顧客・消費者が正しく理解できる説明を行っている。
- 《具体例》
- 製品・商品・サービスに関する記載について部外者の意見を聴取している。
 - 従業員等による説明について、勉強会や研修等を行っている。

5-③ 顧客情報の適正管理

- ☐ **(経営者の姿勢)** 顧客に関する情報は、特に厳格かつ適正に管理されるべきであるとの認識を社内に徹底している。
- 《具体例》
- 経営者が、顧客に関する情報は特に厳格かつ適正に管理されるべきであることを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、顧客に関する情報は特に厳格かつ適正に管理されるべきであることを機会あるごとに注意している。
- ☐ **(管理面の対応)** 漏洩や不正利用を防止するため、顧客情報に関する取り扱いについてのルールを定め、厳重に管理している。
- 《具体例》
- 担当部署もしくは責任者が、顧客情報の取り扱いについてルール（書類・データ等の施錠管理、パソコン等の厳重管理、アクセス権限の適正な制限等）を設けている。
 - 個人情報保護法および不正競争防止法にもとづく顧客情報管理マニュアルを作成している。
 - 顧客情報管理のルールについて、適宜説明や研修を通じ従業員等に周知している。
- ☐ **(実施状況)** 顧客情報の漏洩や不正利用が発生していないことを定期的にチェックしている。
- 《具体例》
- 従業員等の人事面談の機会などを活用し、顧客情報の管理状況を定期的にチェックしている。
 - 担当者が、顧客情報の管理状況、パソコン等の情報機器の利用状況を定期的にチェックしている。
- ☐ **(実施状況)** 業務委託先の顧客情報管理の状況を定期的にチェックしている。
- 《具体例》
- 業務委託先が、個人情報保護法に則った顧客情報管理をしているか、定期的にチェックしている。

参 考

- だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、個人情報保護法が施行されています。この法律は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利・利益を保護することを目的として、個人情報を取り扱う上でのルールを定めています。ここでいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。詳細は下記の消費者庁ホームページでご確認ください。

 <http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>

- 消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るため、政府では「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」などによる表示対策に注力しています。詳細は、下記の消費者庁ホームページをご確認ください。¹ また、消費者庁では景品表示法の運用にあたり各種ガイドラインを制定しています。食品偽装などを受けたガイドラインも公開していますので、必要に応じてご参照ください。²

 ¹ <http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

 ² <http://www.caa.go.jp/representation/index4.html>

6.取引先との相互発展

公正なルールに則った取引関係を築き、円滑な意思疎通により取引先との信頼関係を確立し、相互の発展をはかる。

6-① 取引基準の確立

- ☐ **（経営者の姿勢）** 取引先の経営規模にかかわらず、取引先を対等なパートナーとして尊重している。
- 《具体例》
- 経営者が、取引先との対等な関係維持を重視していることを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、取引先との対等な関係維持を重視していることを機会あるごとに明示している。
- ☐ **（経営者の姿勢）** 海外と取引を行っている場合には、当該取引先所在国の政治や経済の状況を把握している。
- 《具体例》
- 当該取引先の所在国の政治経済の状況について、在外公館やJETROなどから定期的に情報を入手している。
- ☐ **（管理面の対応）** 公平・公正を基本にした具体的な取引基準が確立している。
- 《具体例》
- 担当部署もしくは責任者が、具体的な取引基準を設けている。
 - 独占禁止法（不公正な取引方法）・下請法等の内容を反映した取引マニュアルを作成している。
 - 取引基準の内容を、関係部署および従業員等に周知している。
- ☐ **（管理面の対応）** 海外と取引を行っている場合には、当該取引先所在国の法令や商慣習の相違に配慮した取引基準を設けている。
- 《具体例》
- 貿易取引を行う場合には、日本と当該取引先所在国との条約や国際協定を遵守している。
- ☐ **（実施状況）** 取引基準に則り実際の取引が行われ、優越的な地位の濫用が行われていない。
- 《具体例》
- 発注に際して、複数社（者）に対し見積り要請を行い公正に決定するほか、過大な値引きやリベートを要求しない。
- ☐ **（実施状況）** 日常取引の合意事項は取引先と文書（注文書・請書等）を交わし、保管している。
- 《具体例》
- 取引先とのトラブルを未然に防止するため、日常の取引であっても、合意事項について取引先と文書（契約書、注文書、請書等）を交わし、適切に保管している。

6-② 取引先情報の適正管理

- ☐ **（経営者の姿勢）** 取引先に関する情報は、特に厳格かつ適正に管理されるべきであるとの認識を社内に徹底している。
- 《具体例》
- 経営者が、取引先に関する情報は特に厳格かつ適正に管理されるべきであることを、社内外に宣言している。
 - 経営者が社内の会議、訓示等で、取引先に関する情報は特に厳格かつ適正に管理されるべきであることを機会あるごとに注意している。

- ☐ **（管理面の対応）** 漏洩や不正利用を防止するため、取引先情報に関する取り扱いについてのルールを定め、厳重に管理している。

《具体例》

- 担当部署もしくは責任者が、取引先情報の取り扱いについてルール（書類・データ等の施錠管理、パソコン等の厳重管理、アクセス権限の適正な制限等）を設け、従業員等に周知している。
- 従業員等に、取引先情報管理のルールについて、適宜説明や研修を行っている。
- 株式を公開している取引先の情報については、インサイダー取引などへの不正利用が発生しないよう、従業員等へ注意している。

- ☐ **（実施状況）** 取引先情報の漏洩や不正利用が発生していないことを定期的にチェックしている。

《具体例》

- 従業員等の人事面談の機会などを活用し、取引先情報の管理状況を定期的にチェックしている。
- 担当者が、取引先情報の管理状況、パソコン等の情報機器の利用状況を定期的にチェックしている。

用語

◆サプライチェーン

原材料から生産され、製品・商品・サービスとして消費者に提供されるまでの一連のプロセス・活動（または関係者）

◆インサイダー取引

個別企業の部外者には知り得ない情報に接する立場・機会にある者が、その特別な立場を利用して内部情報を取得し、その情報が公開される前に株式等を売買すること。金融商品取引法において規制。

参考

- 公正かつ自由な競争を促進することを目的とする独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の特別法に下請法（下請代金支払遅延等防止法）があります。これは、親事業者と下請事業者との間の取引を公正にし、下請事業者の利益を保護することを目的とし、親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買いたたき等の行為を規制するもので、中小企業であっても対象となります。なお、公正取引委員会は、法令の内容はもとより、親事業者の義務、禁止行為などの例示などを公開していますので参考にしてください。¹ また、中小企業庁は業界毎に「下請取引等適正化推進のためのガイドライン」を公開しています。このガイドラインには望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。²

 ¹ <http://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

 ² <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、「消費税の価格転嫁対策特別措置法（以下：特措法）」が成立し、平成25年10月1日から施行されています。特措法は①転嫁拒否等の対策②宣伝・広告に関する対策③価格表示の対策④転嫁カルテル・表示カルテルの対策という4つの項目を内容としています。詳細は東京商工会議所ホームページでご確認ください。

 http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/excise_tax/

7. 地域との共存

地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。

7-① 地域の課題解決への貢献

- ☐ **(経営者の姿勢)** 地域社会の課題を認識し、地域社会の一員としての企業活動に努めている。
- 《具体例》
- 経営者が、地域の課題解決に向けた企業活動に努めることを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、地域の課題解決に向けた企業活動に努めることを機会あるごとに発言している。
 - 地域の課題解決に向けた取り組みに、経営者自らが参加している。
- ☐ **(経営者の姿勢)** 災害時等における社会への貢献活動計画を策定している。
- 《具体例》
- 避難所の提供、食料の備蓄など、災害時に会社として協力できることを決めている。
 - 災害時には自治体等と協力し、地域住民や帰宅困難者の支援活動に努めることにしている。
 - 同業や関係業界で被災した企業がある場合、事業継続に対する支援を計画している。
- ☐ **(管理面の対応)** 地域社会の課題について、従業員等の理解を促進するための情報提供等の仕組みができている。
- 《具体例》
- 地域社会の課題への理解促進に役立つ情報（行政等が発行する広報誌、冊子等）を従業員等に回覧している。
 - 地域の団体等の会合に参加し、そこで得た情報を従業員と共有している。
- ☐ **(管理面の対応)** 災害時等の具体的な対応方法をあらかじめ定めている。
- 《具体例》
- 災害発生時の緊急連絡網および役割分担表を整備するなど、災害時に対応できる体制を整えている。
- ☐ **(実施状況)** 地域社会の課題について、自社でできることを行うとともに、地域活動や行政・経済団体が行う事業に積極的に参加している。
- 《具体例》
- 自社施設の開放・見学会、自主的な美化運動等を行っている。
 - 防犯や防災等の地域活動や行政・経済団体が行う事業に積極的に参加している。
- ☐ **(実施状況)** 従業員等が個人の立場で地域活動やボランティア活動などに参加することを奨励・支援している。
- 《具体例》
- 地域の課題解決のための従業員等のボランティア活動を奨励している。
 - 従業員等のボランティア活動について、ボランティア休暇を設定するなど、便宜をはかっている。
- ☐ **(実施状況)** 災害時を想定した訓練を実施している。
- 《具体例》
- 定期的に防災訓練等を実施し、必要な機材・備品の所在や取扱方法を把握している。

7-② 地域の文化等への理解

- ☐ **(経営者の姿勢)** 地域の歴史、文化、慣習を理解・尊重し、地域社会の一員としての企業活動に努めている。
- 《具体例》
- 経営者が、地域の歴史、文化、慣習を理解・尊重したうえで企業活動に努めることを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、地域の歴史、文化、慣習を理解・尊重したうえで企業活動に努めることを機会あるごとに発言している。
 - 地域の行事に、経営者自らが参加している。
- ☐ **(管理面の対応)** 地域の歴史、文化、慣習について、従業員等の理解を促進するための情報提供等の仕組みができています。
- 《具体例》
- 地域の歴史、文化、慣習の理解促進に役立つ情報（行政等が発行する広報誌、冊子等）を従業員等に回覧している。
 - 地域の歴史を学ぶ勉強会を開いている。
- ☐ **(実施状況)** 地域行事に積極的に参加することを通じ、地域の歴史、文化、慣習の理解を深めている。
- 《具体例》
- 祭り等の地域の行事に積極的に参加している。
 - 従業員等にも、地域行事への参加を呼びかけている。

参 考

- 地域との共存のためには、災害・事故等に対する体制整備について取り組んでいくことも重要です。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時の企業の行動計画を策定しておくことが求められています。東京商工会議所では企業のBCP（事業継続計画）策定を支援するため、ガイドブックの配布や各種講演会を積極的に開催しています。詳細は下記ホームページをご覧ください。
 <http://www.tokyo-cci.or.jp/survey/bcp/>
- 商工会議所では、東日本大震災を受け、被災地や被災地に所在する企業の支援活動を積極的に展開しています。特に津波などで機械を流出・損壊した事業者の復興支援を図るため、事業者から遊休機械等を無償でご提供いただき、被災地事業者の要望とのマッチングを行う「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」は多くの被災地の事業所にご利用いただいています。
 http://www.tokyo-cci.or.jp/kikai_matching/
- 新型インフルエンザなどの疾病が流行した際の対策についても、災害時と同様に事前の行動計画を策定しておくことが必要です。東京商工会議所では新型インフルエンザ対策ガイドラインを制定し、逐次必要な情報を提供しています。
 <http://www.tokyo-cci.or.jp/survey/influenza/>

8. 出資者・資金提供者の理解と支持

公正かつ透明性の高い企業経営により、出資者や事業資金の提供者の理解と支持を得る。

8-① 財務・税務会計の正確性

- ☐ **(経営者の姿勢)** 財務・税務会計の正確性・信頼性の確保を基本としている。
- 《具体例》
- 経営者が、財務・税務会計の正確性・信頼性を確保することを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、財務・税務会計の正確性・信頼性を確保することを機会あるごとに注意している。
- ☐ **(管理面の対応)** 企業会計の原則に沿って会計処理を行っている。
- 《具体例》
- 会計責任者・担当者は、基準となる企業会計の原則を理解し、これにもとづき会計処理を行っている。
 - 公認会計士・税理士等の専門家とも会計処理の基本方針について意思疎通ができている。
- ☐ **(実施状況)** 正確性・信頼性を確保したうえで、財務情報を主とする事業実績や事業計画などについて適時・適切に説明している。
- 《具体例》
- 年度決算および事業計画について、年一回程度は出資者・資金提供者に説明をしている。
 - 決算に関する関係書類を出資者・資金提供者に提供している。
 - 事業計画に変更を来すような重大な事案が生じた場合は、速やかに出資者・資金提供者に説明している。
 - 出資者・資金提供者から年度決算や事業計画について説明を求められた場合は、適時、適切に応じている。

8-② 企業統治（コーポレートガバナンス）の徹底

- ☐ **(経営者の姿勢)** 株主総会・取締役会等は、法令の定める手続きに則って行っている。
- 《具体例》
- 経営者が、株主総会、取締役会で決定しなければならない事項を理解している。
 - 経営にとって重要な事項は、株主総会、取締役会に諮るようにしている。
 - 監査役の意見を尊重するようにしている。
 - 独善的な経営にならないよう、外部の意見に耳を傾けることを心がけている。
- ☐ **(管理面の対応)** 権限規程等により、経営者および各階層の管理者の権限を明確にしている。
- 《具体例》
- 担当部署もしくは責任者が権限規程を作成し、各階層の管理者に周知している。
- ☐ **(実施状況)** 株主総会・取締役会等の議事録を作成・保管している。
- 《具体例》
- 株主総会・取締役会等が開催された場合は、議事録を作成し保管している。
- ☐ **(実施状況)** 稟議書等により、権限に基づく決定がなされていることを明らかにしている。
- 《具体例》
- 権限規程に従った稟議書を作成し、保管している。

◆コーポレートガバナンス (corporate governance)

企業統治。企業の意思決定の仕組みであり、内部統制システムとその運用。法令等の遵守と経営効率の向上および経営の透明性、公正性の確保が目的。

参考

- 中小企業経営者が自社の経営状況を把握し、経営力や資金調達力の強化、取引拡大等につなげるため、日本商工会議所等の中小企業関係者が中心となって「中小企業の会計に関する基本要領」を策定しました。この要領に沿った計算書類作成企業を対象として、保証協会の保証料が割り引かれる制度も整備されています。詳細は日本商工会議所ホームページでご確認ください。

 <http://www.jccci.or.jp/sme/accounting.html>

- 内部統制報告制度が平成20年4月1日以降開始する事業年度から上場企業に対し適用されています。これについて、中小企業向けの相談・照会窓口が独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置されました。必要に応じて活用してください。

 <http://www.smrj.go.jp/consulting/index.html>

9. 政治・行政との健全な関係

政治・行政とは健全かつ透明な関係を維持し、癒着を絶ち、公正に活動する。

9-① 公務員との透明性の高い関係

- ☐ **（経営者の姿勢）** 公務員とは、透明性の高い関係を維持するよう心がけている。

《具体例》

- 経営者が、公務員とは透明性の高い関係を維持することを、社内外に宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、公務員とは透明性の高い関係を維持するよう、機会あるごとに注意している。

- ☐ **（経営者の姿勢）** 海外での腐敗・汚職防止規制に留意している。

《具体例》

- 経営者が、海外業務を行う従業員に対し、海外での行政とは透明性の高い関係を維持するよう機会あるごとに注意している。
- 進出先の国での適切な取引慣行やルールについて、JETRO等を通じて情報を把握している。

- ☐ **（管理面の対応）** 公務員に対する贈答・接待は禁止している。

《具体例》

- 公務員に対する贈答・接待は禁止とすることを社内規則に明文化している。
- 公務員に対する贈答・接待は禁止とすることを従業員等に周知している。

- ☐ **（実施状況）** 国家公務員倫理法（同規程）・刑法（贈収賄罪）・不正競争防止法等を理解したうえで、公務員と接している。

《具体例》

- 従業員等が、公務員と付き合う場合のルールを心得ている。
- 支出に不透明なものがないか、会計責任者、担当者がチェックしている。
- 外国公務員からリポート等の要求があった際には、法令に則った対応をしている。

9-② 政治家との透明性の高い関係

- ☐ **（経営者の姿勢）** 政治家とは、透明性の高い関係を維持するよう心がけている。

《具体例》

- 経営者が、政治家とは透明性の高い関係を維持することを、社内外に宣言している。
- 経営者が、社内の会議、訓示等で、政治家とは透明性の高い関係を維持するよう機会あるごとに注意している。

- ☐ **（経営者の姿勢）** 海外での腐敗・汚職防止規制に留意している。

《具体例》

- 経営者が、海外業務を行う従業員に対し、海外での政治家とは透明性の高い関係を維持するよう機会あるごとに注意している。
- 進出先の国での適切な取引慣行やルールについて、JETRO等を通じて情報を把握している。

- ☐ **（管理面の対応）** 寄付・政治献金等について明確な基準を設けている。

《具体例》

- 政治資金規正法・公職選挙法等に則り、自社の経営規模に見合った適正な寄付・献金の基準を設けている。
- 寄付・献金の基準の内容を、社内に周知している。

- ☐ **（実施状況）** 政治資金規正法や公職選挙法、不正競争防止法等を遵守したうえで、政治家と接している。

《具体例》

- 寄付やパーティ券購入の要請を受けた場合には、基準に合致しているか、会計責任者・担当者や外部専門家のチェックが行われている。
- 従業員等が寄付・献金の基準の内容を理解している。
- 外国の政治家からのリポート等の要求に対し、法令に則った対応をしている。

用語

◆国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程

国家公務員倫理法は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする法律。国家公務員倫理規程は、国家公務員倫理法に基づく政令で、利害関係者（ステークホルダー）との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールを定めるもの。

参考

- 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程について、国家公務員倫理審査会は、法・規程の内容、解説、質疑応答集およびコンパクトにまとめたパンフレットを公開していますので参考にしてください。

 <http://www.jinji.go.jp/rinri>

- 国際商取引における外国公務員への不正な利益供与は不正競争防止法によって禁止されています。外国公務員への利益供与に対しては、国際的にも厳しい目線が向けられていることから、海外展開をしている企業は留意する必要があります。経済産業省では、外国公務員への利益供与についてパンフレットを作成しているほか、相談窓口を設け、企業からの相談に応じています。

 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/

10. 反社会的勢力への対処

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

10-① 反社会的勢力への対処

- ☐ **（経営者の姿勢）** 反社会的勢力との関係は断固として排除する決意を表明している。
《具体例》
 - 経営者が、反社会的勢力は断固として排除し、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処することを、社内外に宣言している。
 - 経営者が、社内の会議、訓示等で、反社会的勢力との関係は断固として排除し、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処することを機会あるごとに注意している。
- ☐ **（管理面の対応）** 反社会的勢力から接触があった場合には、担当者任せにせず、組織的に対応している。
《具体例》
 - 反社会的勢力から接触があった場合には、担当部署もしくは責任者を設けたうえで、複数で対応する。
 - 反社会的勢力から接触があった場合に備え、近隣警察署と連携体制を構築している。
- ☐ **（実施状況）** 反社会的勢力に対しては、「おそれない」「金を出さない」「利用しない」の原則に従業員等に徹底している。
《具体例》
 - 「おそれない」「金を出さない」「利用しない」の原則に従業員等に周知している。
 - 警察署等から配布されたポスター等を社内に掲示している。

用 語

◆反社会的勢力

暴力団、ブラックジャーナリズム、総会屋など、暴力・脅迫等を背景として不当な要求を行う者。

参 考

- 反社会的勢力の排除について、国は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針を定めています。法務省はその内容を公開していますので参考にしてください。

 <http://www.moj.go.jp/content/000061957.pdf>

東京商工会議所は、企業の社会的責任に関連する各種サービス事業を提供しておりますので、ご利用ください。

ビジネス 実務法務

ビジネスで役立つ実践的な法律知識を習得しコンプライアンス意識を養成します。

- 検定試験（有料）

☎各種検定受付（3989） 0777

<http://www.kentei.org/>

- ビジネス法務入門講座等各種

☎研修センター（3283） 7650

<http://www.tokyo-cci.or.jp/kenshu>

危機管理対応 マニュアル 「情報開示」が 企業の危機を救う

メディアや社会への対応のまずさが「企業ミス」の傷口をさらに広げる！あちゆる会社、組織や団体で働く人の必読書（文庫本 定価：571円＋税 2011年3月発行[第三刷]）。

- 東商売店（月～金、9：45～16：45、月末は16：00まで）

☎（3283） 7779

共済制度・ 保険制度

リスクに備えて、スケーラビリティを活かした各種制度を用意しています。

- **労災上乗せ共済制度**：政府労災保険加入のすべての従業員を対象に政府労災保険に上乗せして補償するための保険金が支払われます。
- **PL保険制度**：製造・販売した製品の欠陥等で事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負ったことにより被害者へ損害賠償金を支払う場合に保険金が支払われます。
- **個人情報漏えい共済制度**：個人情報漏えいにより法律上の損害賠償責任を負った際の損害賠償金・争訟費用、各種費用を補償。従業員の不正行為による個人情報漏えいも対象。

☎共済センター（3283） 7909

経営者のための 企業行動規範対応チェックシート

平成26年7月

発行所：東京商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

電話：03-3283-7628

発行人：西尾昇治

©2014 東京商工会議所

本書の無断転載を禁止します。

お問い合わせ先
東京商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2（※）

TEL:03-3283-7628

E-mail:sansei@tokyo-cci.or.jp

URL:<http://www.tokyo-cci.or.jp/>

（※）東京都千代田区丸の内2-5-1
〔平成27年1月～平成30年3月予定〕